

## 指定区画外の使用料について

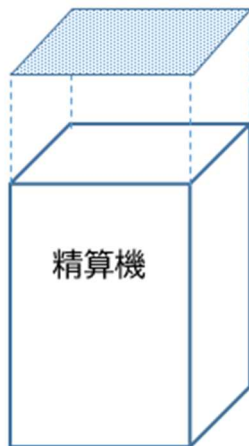
指定区画外で精算機や案内看板を設置する際は、以下に示す使用料を区画に対する提案額とは別途お支払ください。(設置場所は住宅政策課と協議の上決定)  
 ※B 駐車場内で精算機や案内看板を設置する場合は区画外使用料の支払いは不要です。

工作物の種別	m <sup>2</sup> あたり単価(月額)	根拠条例
精算機	546円	伊丹市行政財産使用料条例
看板等※	356円	伊丹市道路占用料条例

※看板の大きさ(表示面積)に単価を乗じてください。

使用許可申請書提出の際に工作物の計画書を提出して頂き、使用料総額を決定します。

投影面積(精算機を上から見た時の面積)×単価



掲示面積×単価

